

○富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

平成27年6月19日規則第23号

改正

平成27年12月28日規則第44号

平成28年4月1日規則第21号

富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

富里市重度心身障害者等の医療費の一部給付に関する条例施行規則（昭和63年規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成27年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市長が別に定める者）

第2条 条例第3条に規定する市長が別に定める者は、重度心身障害者等（条例第2条第1号に規定する「障害者等」をいう。以下同じ。）及び当該重度心身障害者等と生計を一にするとして第2項に規定するもの（以下「基準世帯員」という。）について、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項により控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を第3項に規定するところにより合算した額が23万5千円以上の者等とする。ただし、重度心身障害者等が基準世帯員（当該重度心身障害者等の配偶者を除く。）の扶養親族に該当しないときは、基準世帯員を、当該重度心身障害者等の配偶者のみであるものとすることができる。

2 基準世帯員は、次の各号に掲げる重度心身障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、重度心身障害児（条例第2条第1号イに規定する「障害者等」をいう。以下同じ。）の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合（第2号に掲げる場合に限る。）は、当該重度心身障害児の保護者及び当該重度心身障害児の加入している国民健康保険の被保険者（当該重度心身障害児以外の者であつて、かつ、当該重度心身障害児と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

（1） 重度心身障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である

場合 重度心身障害者等の加入している医療保険各法（条例第2条第3号に規定する「医療保険各法」をいう。以下同じ。ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「国民健康保険法等」という。）を除く。）の規定による被保険者（当該医療給付に係る重度心身障害者等以外の者であって、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）

(2) 重度心身障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 重度心身障害者等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者等以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

(3) 重度心身障害者等の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 重度心身障害者等の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該医療の給付に係る重度心身障害者等以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

3 合算した額の算定については、次の各号に掲げる重度心身障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

(1) 重度心身障害者等が医療保険各法（国民健康保険法等を除く。）の規定による被保険者である場合 当該重度心身障害者等の市町村民税の所得割の額

(2) 前項第1項ただし書又は同項第2号若しくは第3号に該当する場合 当該重度心身障害者等の市町村民税の所得割の額及び基準世帯員の市町村民税の所得割の額

(3) 重度心身障害者が前2号のいずれにも該当しないものである場合 基準世帯員の市町村民税の所得割の額

(助成の申請等)

第3条 条例第6条第1項に規定する申請は、重度心身障害者等医療費助成受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、当該書類により確認すべき事項を市において確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）

- (2) 加入している医療保険の被保険者証
- (3) 市町村民税の所得割が確認できる書類
- (4) 療養に対する付加給付等のある医療保険に加入している場合は、医療保険者が発行する重度心身障害者等医療費付加給付等証明書（別記第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(受給券)

第4条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その適否を審査し、受給資格があると認定した時は、重度心身障害者等医療費助成受給券（別記第3号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとし、受給資格がないと認定したときは、重度心身障害者等医療費助成受給資格却下通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(受給券の有効期限)

第5条 受給券の有効期限は、前条の申請書を受理した日の属する月の翌月初日から同日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、審査の基礎となった身体障害者手帳等に有効期限が記載されているときは、当該資格取得日から初めて到来する7月31日又は身体障害者手帳等の有効期限のうち、いずれか短い期間をもって、有効期限とする。

(再交付申請の省略等)

第6条 受給資格者は、受給券に記載される有効期限を満了したときは、受給資格者からの申出がない限り、第3条に定める申請書を省略することができる。

2 市長は、受給券に記載される有効期限を満了したときは、再度その適否を審査し、受給資格があると認定したときは、受給券を交付するものとする。ただし、第3条に規定する市長が別に定める者が身体障害者手帳等の有効期限に達したことにより同時に受給券の有効期限を満了したときは、重度心身障害者等医療費助成受給資格一時喪失通知書（別記第5号様式）により、受給資格者に通知するものとする。

(受給券の再交付)

第7条 受給券の交付を受けた対象者は、受給券を紛失し、汚損し、又は破損したときは、重度心身障害者等医療費助成受給券再交付申請書（別記第6号様式）により、受給券の再交付を申請することができる。この場合において、受給券を汚損し、又は破損したときは、当該受給券を添えて申請しなければならない。

2 受給券の紛失により再交付を受けた対象者は、紛失した受給券を発見したときは、速やかに当該受給券を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第8条 受給資格者は、条例第2条各号又は同第3条に該当しなくなったとき、又は同第4条に該当したときは、重度心身障害者等医療費助成受給資格内容変更届（別記第7号様式。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 受給資格者が死亡したときは、その者の配偶者又は扶養義務者等は、変更届を市長に提出しなければならない。

(医療費等の申請)

第9条 条例第7条第3項の規定による申請は、重度心身障害者等医療費助成申請書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 助成を受ける医療費等に係る領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1か月を単位として、提出しようとする日の前月末日までに受けた医療費等を対象とする。

3 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に助成申請の未申請があるときは、その者の配偶者又は扶養義務者等が申請できるものとする。

(支給決定通知)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、助成の額を審査し、支給の決定をしたときは、重度心身障害者等医療費支給決定通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(証明料の助成)

第11条 市長は、受給資格者から重度心身障害者等医療費助成受領証明書（別記第10号様式）を受理したときは、受領証明に要する経費の一部を助成することができる。ただし、その額は、1件につき200円を限度とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、重度心身障害者等の医療に対する助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の富里市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新

規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、新規則の規定による受給券の交付その他新規則の施行に関し必要な準備行為を、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成27年12月28日規則第44号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第4条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第7条関係)

第7号様式(第8条関係)

第8号様式(第9条関係)

第9号様式(第10条関係)

第10号様式(第11条関係)